

## 【中国】 刑事訴訟法の改正

海外立法情報調査室・宮尾 恵美

\* 刑事訴訟法の改正案が 2012 年 3 月 14 日、第 11 期全国人民代表大会第 5 回会議において採択され、同日公布された。施行日は 2013 年 1 月 1 日である。同法は 1979 年に制定され、今回は第 2 回の改正であるが、国情にあった人権の保障を改正の重要な柱としている。

### 改正の経緯

刑事訴訟法は、文化大革命の終息から間もない 1979 年に制定され 1980 年 1 月 1 日から施行されたが、時代的な制約もあり、犯罪の懲罰に重点が置かれ、人権の尊重や手続の適正性についてはあまり考慮されていなかった。1996 年には、無罪推定の理念を一定程度反映させたとされる「人民法院の法に基づく判決を受けていない場合は、何人に対しても有罪と確定してはならない」という規定を置く等人権重視の改正が行われた（以下「旧法」）ものの、改正直後から、人権保障がまだ不十分であること、刑事手続の不備等の問題が指摘されていた。また、中国は 1998 年に市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）に署名し、2004 年の改正憲法には「国家は人権を尊重し及び保障する」と明記しており、こうした人権保障の新しい動きに対応して、旧法の改正が第 10 期全人代常務委員会の立法計画（2003 年 12 月策定）に組み入れられた。しかし、その改正は公安機関、人民検察院、人民法院、弁護士等多数の関係者の権利、義務に及ぶもので、意見の調整に困難を伴い、何年もの間改正作業は進展を見なかった。2008 年に司法体制改革に関する共産党中央委員会の意見が出され、2009 年に全人代常務委員会法制業務委員会は改正案の起草を開始し、2011 年 8 月 24 日に全人代常務委員会第 22 回会議に法案が提出され、第 1 回審議が行われた。その後同年 8 月 30 日から 9 月 30 日までのパブリックコメントの募集、12 月の第 2 回審議を経て、2012 年 3 月の第 11 期全人代第 5 回会議で審議の上、同法案が採択された。

### 改正の概要

旧法は第 1 編総則、第 2 編立件、捜査及び公訴の提起、第 3 編裁判、第 4 編執行の 4 編で構成されていたが、2012 年改正の刑事訴訟法（以下「新法」）においては、未成年者、刑事責任能力のない精神障害者等の訴訟手続を定めた第 5 編特別手続が加えられ、条文も旧法の全 225 か条から全 290 か条に増加した。次に改正の概要を紹介する。

#### <人権の尊重及び保障の原則の明確化>

「人権を尊重し及び保障し」という文言を追加し（第 2 条）、人権保障を明文化した。

#### <弁護人の依頼>

旧法では、公訴事件の被疑者は、事件が起訴の可否等の審査のために人民検察院に送致された日から弁護人を依頼する権利を有するとしていたが、新法では、捜査機関

による第 1 回の尋問又は強制処分がとられる日から弁護人を依頼する権利を有するとし（第 33 条）、捜査段階での弁護人の依頼が可能となった。

#### <違法な証拠収集>

旧法においても、拷問による自白の強要、脅迫、誘引等違法な方法による証拠収集を厳禁していたが、新法はこれをさらに強化し、いかなる人に対しても自身の有罪を自認するよう強要することを禁止し（第 50 条）、被疑者、被告人、証人又は被害者の供述が違法な方法によって収集された場合には、証拠から排除しなければならない（第 54 条）とした。また、証拠の種類に電子データが追加された（第 48 条）。

#### <被疑者の勾留>

従来被疑者が留置所に送致される前に拷問が多発していることから、被疑者は勾留後 24 時間以内に留置所に送り（第 83 条）、又は逮捕後直ちに留置所に拘禁し（第 91 条）、捜査員が尋問を行う際には、留置所で行うこと（第 116 条）とした。

#### <取調べの可視化>

捜査員が被疑者を尋問する際には、その過程を録音し又は録画することができ、無期懲役刑若しくは死刑の判決が下される可能性のある事件又はその他の重大な犯罪事件については、尋問の過程を録音し又は録画しなければならない。録音又は録画は尋問の全過程を対象としなければならない。（第 121 条）

#### <証人の勾引と保護>

旧法において証人の出廷義務は明確化されていなかったこともあり、その出廷率は 5%以下といわれる。新法では、証人が出廷して証言する必要があると人民法院が認めた場合には、証人は出廷しなければならず（第 187 条）、正当な理由がなく出廷しない場合には、人民法院は、勾引することができ、出廷拒否、証言拒否等の情状が重大である場合には、10 日以内の拘留に処することができるとした（第 188 条）。また、国家の安全に関する犯罪等の証言により、本人又は家族に危険が及ぶおそれがある場合には、実名、住所等の非公開、身辺警護等の措置を講じることとした（第 62 条）。

#### <審理期間の延長>

第 1 審の人民法院は公訴の受理後 2 か月以内に、遅くとも 3 か月を超えない範囲で判決を宣告すること（第 202 条）、第 2 審は、2 か月以内に審理を終結すること（第 232 条）として、それぞれ旧法の規定する期間を 2 倍に延長した。旧法の規定で、審理期間が不足している現状を改善するものとされている。

参考文献（インターネット情報は 2012 年 4 月 23 日現在である。）

・「中华人民共和国刑事诉讼法」国务院法制办公室，2012. 3. 19.

<<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201203/20120300361631.shtml>>

・「聚焦刑事诉讼法修正案草案的 20 个亮点」中国人大网，2012. 3. 9.

<[http://www.npc.gov.cn/huiyi/lfzt/xsssfxxg/2012-03/09/content\\_1707030.htm](http://www.npc.gov.cn/huiyi/lfzt/xsssfxxg/2012-03/09/content_1707030.htm)>

・陈卫东「刑诉法修改的指导思想」中国人大网，2011. 8. 24

<[http://www.npc.gov.cn/huiyi/lfzt/xsssfxxg/2011-08/24/content\\_1666830.htm](http://www.npc.gov.cn/huiyi/lfzt/xsssfxxg/2011-08/24/content_1666830.htm)>